

別紙1

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針	当面の方針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	以下の理由から、「特定会社に該当する旨及びその理由」の注記を強制する連結財務諸表規則第94条の規定の廃止を希望する。中間・四半期連結財務諸表に同様の注記を強制する規則も廃止することが適当と考える。 ・ 特定会社に該当する理由は、改正後の連結財務諸表規則第1条の2の要件を満たす場合に限定され、開示を行わなくとも自明であること ・ 特定会社に該当しない場合は指定国際会計基準の使用が認められないため、指定国際会計基準などを用いている旨（連結財務諸表規則第94条第1号又は第2号）に加えて特定会社に該当する旨の注記には意義が乏しいと考えられること	投資家保護の観点から、特定会社に該当する企業が連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備等を行っていることについて、投資家が確認できるよう、引き続き記載を求めることが必要と考えます。
2	財務諸表等規則第128条第3号は「特定会社に該当する旨及びその理由」を注記事項としている。この趣旨は、現行の特定会社の該当性基準が「いずれか」の要件を満たすものとされていることから、そのうちどれに当たるのか明確にすることだと思われる。 ところが、本件改正案により、特定会社該当性の基準は著しく簡略化され「特定会社に該当する旨及びその理由」を注記事項とする必要性は消滅するので同号を削るべきだと思う。 他の規則についても、同様の改正を行うべきだと思う。	
3	IFRSの任意適用が可能な会社（特定会社）の要件として、IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備が残されているが、当該「取組・体制」は日本基準の財務諸表を作成する場合でも当然にして必要なものであり、IFRSに限定されるものではないため、実効性がなく不要ではないか。	

4	新規上場会社が有価証券届出書等に組み込む連結財務諸表を作成する場合、当該連結財務諸表には比較情報（連結財務諸表規則第8条の3）を含めず、前連結財務諸表及び当連結財務諸表を作成するものとされている（連結財務諸表規則附則第2項及び第3項）。 一方、IFRSでは連結財務諸表に一定の比較情報が必須とされ（IFRS第1号21項又はIAS第1号38A項）、比較情報を含まない連結財務諸表はIFRSに準拠したものとは認められない。このため、仮に前者の規定が後者に優先されるとすれば、新規上場会社が連結財務諸表規則附則第2項及び第3項を含む有価証券届出書等に関する現行諸規則に基づく開示を行った場合、指定国際会計基準に準拠することができない事態が生じることが懸念される。同様の理由から、こうした連結財務諸表への監査証明においても課題が生じる可能性がある。 この点は、指定国際会計基準と連結財務諸表規則の両者が矛盾なく充足されるよう、関連規則が整合性をもって明確に改正されることを希望する。	連結財務諸表附則第2項及び第3項は、日本基準に基づいて連結財務諸表を作成する新規上場会社に対して適用されるものです。 特定会社に該当する新規上場会社については、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成することになりますので、ご指摘の連結財務諸表規則附則第2項及び第3項は適用されません。 また、監査証明については、「金融庁の考え方」No.12を参照してください。
5	有価証券届出書に掲記される連結財務諸表等は、比較情報を含まない単年度ものとされ、比較情報を必須とする国際財務報告基準の定めと齟齬が生じているため、規則上もこの点を考慮した規定とすべきである。	
6	新規上場企業がIFRSを任意適用した場合、日本基準による場合と異なり、その連結財務諸表は比較情報を含むものとなると考えられるが、その趣旨を明確にしていきたい。	
7	新たに上場する会社が有価証券届出書等に組み込む連結財務諸表を作成する場合、当該連結財務諸表には比較情報（連結財務諸表規則第8条の3）を含めず、前連結会計年度に係る連結財務諸表と当連結会計年度に係る連結財務諸表をそれぞれ他年度の連結財務諸表のみを作成するものとされている（連結財務諸表規則附則第2項及び第3項）。また、監査証明についても、比較情報を含めず作成された各々の連結財務諸表に対して行われる。 この点につき、国際財務報告基準においては、連結財務諸表の作成に当たり比較情報の作成は必須とされており（国際財務報告基準第1号「国際財務報告基準の初度適用」第21項又は国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第38A項）、単年度ベースの連結財務諸表の作成は基準上、認められていない。今般の制度改正により、新たに上場する会社が指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合、連結財務諸表規則附則第2項及び第3項を含む有価証券届出書当に関する現行諸規則と矛盾が生	

	じるものと考えられ、これら関連規則の改正についても同時に行われることを希望する。	
8	当面の方針では、「IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要」とされているため、指定国際会計基準の任意適用を行う負担の更なる軽減措置の実現を期待する。 例えば現在、指定国際会計基準と我が国の会計基準との差異に関する事項の記載が求められる場合があるが、これはIFRSが求めるものではなく、負担と便益のバランスや米国会計基準から指定国際会計基準へ移行した場合に開示が不要とされることとの均衡の観点等から、開示の必要性の更なる検討が考えられる。	ご指摘の指定国際会計基準の任意適用を行う際の負担の軽減措置につきましては、国際会計基準の理解度等を踏まえ、今後さらに検討してまいります。
9	企業内容等の開示に関する内閣府令により、「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。dにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。」とされている（企業内容等の開示に関する内閣府令附則第2条第二号様式（記載上の注意（30）業績等の概要C参照））。 当該開示は、既に指定国際会計基準を適用した会社が、仮に我が国会計基準を適用したと仮定した場合との差異の影響を目的としているものと理解するが、一方で、指定国際会計基準を適用する会社にとっては実務上の負担となっている。指定国際会計基準の利用を促進する観点からは、当該開示の有用性と実務上の負担を勘案し、今般の制度改正に併せて検討が行われることを希望する。	
10	有価証券届出書等における主要な経営指標等の推移を、IFRSプロフォーマ数値により記載することが可能であるかどうかを明確にしたい。	「主要な経営指標等の推移」は、最近5連結会計年度において、①日本基準で作成した連結財務諸表に係る連結会計年度については、「連結財務諸表規則による指標等」を記載し、②指定国際会計基準で作成した連結財務諸表に係る連結会計年度については、「連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等」を記載することとされています。 このため、過去、日本基準で作成した連結財務諸表に係る連結会計年度について、IFRS プロフォーマ数値により「主要な経営指標等の推移」を記載することはできません。 なお、投資者の投資判断に誤解を生じさせない範囲において、IFRS プロフォーマ数値を、別途、参考情報として記載することは、差し支え

		ありません。
11	IP0準備会社が監査初年度（上場直前々期）からIFRSを適用した場合、上場後にIFRSへ移行した場合に求められる「IFRS第1号（国際財務報告基準の初度適用）」は適用されず、IFRSへの移行における影響額も開示されないと考えられる。その場合、日本基準で開示している同業他社との業績比較等を行う上で必要となる調整情報が不足する可能性があるため、同業他社との比較可能性を確保する観点からは、IP0準備会社における一定の事務負担は想定されるものの、IFRS初度適用と同様の調整情報を開示することを求めることが望まれると考えるがいかがか。	上場前に初度適用を行った企業について、再度調整表の開示を求めることは、他のIFRS適用会社に比して過重な負担となることから、適当ではないものと考えられます。 なお、IFRS第1号は、上場、非上場の区分に係わりなく適用されるものです。
12	企業内容等の開示に関する内閣府令によれば、IP0の場合には最近2事業年度に係る連結財務諸表を開示すべき旨が規定されており、比較情報は開示対象外となっている。また、その際、直前々期の連結財務諸表は直前期の連結財務諸表の比較情報ではなく、独立した開示情報としての取扱いがなされている。 一方、IAS第1号パラグラフ38によれば、IFRSでは開示対象期の前期に係る情報を比較情報として開示すべき旨が規定されている。IFRSを適用してIP0を行う場合、直前々期の連結財務諸表の比較情報としての当該直前々期の前年の連結財務諸表についての開示と、当該直前々期の前年の比較情報を含んだ監査報告書が求められるのかどうか。企業内容等の開示に関する内閣府令とIFRSの規程に齟齬があるように見受けられるが、その場合の制度的な手当てが必要と考えるがいかがか。	特定会社がIFRSを適用してIP0を行う場合であっても、開示府令第2号様式記載上の注意(60)aに基づき、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表の記載が必要となります。 その際、特定会社は、連結財務諸表規則第7章（会計基準の特例）の適用を受けるため、同記載上の注意(60)a ただし書の「連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く」との規定は適用されません。 このため、IP0を行う特定会社がIFRSに基づいて作成した連結財務諸表を有価証券届出書に記載する場合には、比較情報を含む最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（すなわち3期分の連結貸借対照表と3期分の連結損益計算書等）を記載することが必要となります。 また、監査報告書については、当該比較情報を含む最近2連結会計年度の連結財務諸表について添付することが必要となります。